

年金相談 マニュアル

勸奨編

平成 24 年度版



日本年金機構

Japan Pension Service

目次

【国年適用】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
資格取得	国民年金被保険者 資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）・種別確認（第3号被保険者該当）届書	被保険者が未加入時に勧奨するとき。または種別変更の勧奨をするとき（3号→1号、1号→3号）	1
	国民年金被保険者 資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）届書	3号被保険者の配偶者が65歳に到達し、老齢年金の受給権を得ているが、第3号被保険者のままになっている場合	2
	国民年金被保険者 資格取得届	20歳到達による適用勧奨するとき	3
免除	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド）	未納かつ免除申請を行っていない被保険者のうち、市区町村から提供を受けた所得情報より、免除に該当すると思われる対象者へ秋頃に送付	9
学特	国民年金保険料学生納付特例申請書（ターンアラウンド）	学生納付特例の承認を行ったもののうち、翌年度以降も引き続き在学予定の者に対して3月に送付	13
追納	国民年金保険料追納のご案内	国民年金の保険料免除・猶予期間がある被保険者に対し、追納期日前の期間について、追納勧奨するとき	17

【基礎年金番号・被保険者】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
基礎年金番号	20歳になった方の年金加入調査について	20歳時の基礎年金番号付番号時に疑重複調査が必要な場合	19
	基礎年金番号に関する問と答	共済からの情報提供により作成し送付する疑重複調査票	21
	基礎年金番号通知書の再交付について	共済からの情報で基礎年金番号通知書を再作成し氏名等の基本項目に訂正がある場合送付する際に同封	27
年金請求書 (事前送付)	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	60歳・65歳時に一定の受給要件を満たしている場合	29
	年金の請求手続きのご案内	60歳特老厚対象者用リーフレット	45
		65歳老基対象者用リーフレット	51
		65歳特老厚未請求者用リーフレット	57
	雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続基本給付金等の手続きを予定されている方へ/583号	60歳特老厚対象者・65歳特老厚未請求者に同封	63
	全国年金事務所所在地一覧	年金請求書に同封	65
	発送用封筒		71
	老齢年金のお知らせ（ハガキ）	60歳到達後に受給権が発生する場合	73
		受給権が確認できない場合	75
	年金請求を促すための「お知らせ」（ハガキ）	69歳到達時に年金の受給権を有しながら請求していない場合	77
	年金請求書（ターンアラウンド）未作成者へのお知らせ	被保険者記録が整備されていない場合	79
		国民年金の特別一時金を受給している場合	80
		旧三共済の組合期間が20年以上ある場合	81
		60歳前に受給権が発生している場合	85

【年金受給者】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
65歳請求 はがき	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃 （加対者無）	87
	〃 リーフレット	〃 （請求書同封）	89
	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃 （加対者有）	91
	〃 リーフレット	〃 （請求書同封）	93
	年金請求書（厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃 （加対者無）	95
	〃 リーフレット	〃 （請求書同封）	97
	年金請求書（厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃 （加対者有）	99
	〃 リーフレット	〃 （請求書同封）	101
	年金請求書（共済年金退職給付）	65歳到達月の前月の月末頃 （加対者無）	103
	〃 リーフレット	〃 （請求書同封）	105
	年金請求書（共済年金退職給付）	65歳到達月の前月の月末頃 （加対者有）	107
	〃 リーフレット	〃 （請求書同封）	109
現況	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃 （加対者無）	111
	〃 リーフレット	〃 （現況届同封）	113
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃 （加対者有）	115
	〃 リーフレット	〃 （現況届同封）	117

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
現況	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃 （短期・加対者有）	119
	〃 リーフレット	〃 （現況届同封）	121
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	毎年誕生月の前月末頃（初回用） （短期・加対者無）	123
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	現況届の提出がない場合（督促用） （短期・加対者無）	124
	〃 リーフレット	〃 （現況届同封）	125
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	毎年誕生月の前月末頃（初回用） （短期・加対者有）	127
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	現況届の提出がない場合（督促用） （短期・加対者有）	128
	年金受給権者現況届（生計維持申立書・住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃（初回用）	129
	年金受給権者現況届（生計維持申立書・住民票コード申出書）	現況届の提出がない場合（督促用） （加対者有 加給金開始時）	130
生計維持確認届	生計維持確認届	毎年誕生月の前月末頃	131
	〃 リーフレット	〃 （生計維持確認届同封）	133
	生計維持確認届	毎年誕生月の前月末頃（短期）	135
	〃 リーフレット	〃 （生計維持確認届同封）	137
	生計維持確認届（市町村提出分）	毎年誕生月の前月末頃（短期）	139

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
加給金加算	老齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届（生計維持申立書）	住基ネットの活用により現況届が不要な人や、決定から1年未満の人または在職中により年金が全額支給停止になっている人で、定額開始年齢到達時に加対者がいる場合	141
	〃 リーフレット	住基ネットの活用により現況届が不要な人や、決定から1年未満の人または在職中により年金が全額支給停止になっている人で、定額開始年齢到達時に加対者がいる場合（生計維持申立書）	143
	生計維持申立書	65歳未満での退職により老齢満了するとき等（加給対象者確認済のため3点セット不要）	145
	年金受給権者の皆様へ（お知らせ）	65歳決定や65歳以上での退職により老齢満了するとき（加給年金額加算開始事由該当届同封）	147
加給金	加給年金額の支払の一時差止めについて	届書で生計維持が確認できなかった際	149
	生計維持していることの申立書	加給金一時差止めのお知らせに同封	151
	加算額・加給年金額 対象者不該当届	加給金一時差止めのお知らせに同封	153
	〇〇〇〇〇に加算されている加給年金額について	配偶者の年金の支給（停止）に伴い加給年金額を停止（支給）する必要が生じたときに加給金保留2をたて届書勧奨	155
	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届（230号）	上記勧奨状に同封	157
	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由消滅届（231号）	上記勧奨状に同封	159
振替加算	老齢基礎年金への加算金に関する手続きのお知らせ	配偶者が特例開始年齢に達したとき（222号提出勧奨）	161

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
短期年次現況	国民年金 受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・受給権者所得状況届	毎年6月末頃（現況・加対者無）	163
	国民年金 受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・生計維持確認届・受給権者所得状況届	〃 （現況・加対者あり）	165
	国民年金 受給権者所得状況届	〃 （所得状況・加対者無）	167
	国民年金 生計維持確認届・受給権者所得状況届	〃 （所得状況・加対者あり）	169
	〃 リーフレット	〃 （年次現況等同封）	171
現況（診断書）	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等（加対者無） ※診断書（様式120号の1～7）	173
		〃 （加対者有） ※診断書（様式120号の2～7）省略	187
		〃 （短期・加対者無） ※診断書（様式120号の2～7）省略	189
		〃 （短期・加対者有） ※診断書（様式120号の2～7）省略	191
		〃 （旧法・加対者無） ※診断書（様式1号～6号）	193
		〃 （旧法・加対者有） ※診断書（様式2号～6号）省略	205
障害状態確認届	障害状態確認等（診断書）の提出について	障害状態確認届の送付状	207
		〃 （複数送付）	208
		障害状態確認届（督促用）の送付状	209
		送付状の裏面（共通）	210

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
障害状態確認届	年金の支払いの一時差止について（お知らせ）	送付状の裏面（共通）	211
	レントゲンフィルム送付用シール	障害状態確認届に同封（レントゲンフィルムが必要な場合）	212
	障害状態確認届・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等（新法） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	213
		〃（短期） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	215
	障害状態確認届（市区町村提出用）	督促時に、新規裁定用の診断書を添付して送付	217
	障害状態確認届・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等（旧法） ※診断書（様式 2 号～ 6 号）省略	219
	障害状態及び生計維持確認届・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等 ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	221
		〃（短期） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	223
		〃（旧法） ※診断書（様式 2 号～ 6 号）省略	225
短期年次現況（診断書）	国民年金 年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・障害状態確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な 6 月末頃（現況・加対者無） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	227
	国民年金 年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・障害状態確認届・生計維持確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な 6 月末頃（現況・加対者有） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	229
	国民年金 障害状態確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な 6 月末頃（所得状況・加対者無） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	231
	国民年金 障害状態確認届・生計維持確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な 6 月末頃（所得状況・加対者有） ※診断書（様式 120 号の 2 ～ 7）省略	233

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
雇用	厚生年金保険 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届（583号）	雇用情報がきたとき（未提出だと年金保留のまま）	235
現況調査	現況調査票送付書	現況調査票に同封	237
	現況調査票	6月定期支払が差止めのときなど	238
年齢到達	厚生年金保険 遺族年金寡婦加算額支給停止事由該当届・廃止（不該当）届	60歳到達該当者のみ提出勧奨	239
	厚生年金保険 遺族厚生年金受給権者支給停止事由消滅届	60歳到達	241
	『支給停止事由消滅届』の送付について	65歳になり寡婦年金の受給権が無くなったとき	243
	老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届	〃 届書同封	245
選択	「年金受給選択申出書」の送付について	60歳になり寡婦年金の支給開始に伴う他年金選択変え勧奨	247
		年金額の改定による他年金選択変え勧奨（機械作成）	249
		年金額の改定による他年金選択変え勧奨（個別作成）	251
	年金受給選択申出書	〃 同封の届書	253
扶養控除申告書	扶養親族等申告書（新規用）	毎年10月	255
	扶養親族等申告書の手引き（新規用）	扶養親族等申告書に同封	257
	扶養親族等申告書（継続用）	毎年10月	261
	扶養親族等申告書の手引き（継続用）	扶養親族等申告書に同封	263
	扶養親族等申告書（月次用）	2月定期支払以降に課税者と判定された場合	267
	扶養親族等申告書の手引き（月次用）	扶養親族等申告書に同封	269

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
時効特例・ 遅延加算金	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金時効特例給付支 払手続用紙	年金時効特例法施行日前に年金記録の増 額分で時効消滅分がある者	273
	時効特例給付のお支払いについ て	〃 同封リーフレット	275
振込不能	年金の振込についての照会・回 答	年金の振込ができなかった場合（銀行等）	277
		年金の振込ができなかった場合（ゆうちょ 銀行）	279
		未支給支払の振込ができなかった場合（銀 行等）	281
		未支給支払の振込ができなかった場合（ゆ うちょ銀行）	283
返納	基礎年金・国民年金・厚生年金 給付費に係る照会について	死亡失権（50-01）の届出者が続柄「7 （その他）」で処理されており死亡日翌日 以後の支払が支払済となっている場合に 随時発送	285
	返信用封筒	上記（返納調査書）に同封	288
	発送用封筒	上記（返納調査書）に同封	289
シール	目隠しシール	現況届等に同封	291
死亡届	未支給年金等の手続き	住民基本台帳ネットワークから死亡情報 を取得したとき	293

届出はお済みですか！

あなた(又はあなたの配偶者)は、裏面に記載している「1.届書」を提出していただく方」の、に該当いたします。

まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

記入方法

- ① 右側の「届出人欄」に住所、氏名を記入し、押印してください。
(被保険者が自ら署名する場合は、押印は不要です。)
- ② 「★印欄」の記載事項が誤っている場合は、訂正してください。

添付書類

- 第1号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」
第3号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」(あなたと配偶者の両方)

提出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に提出してください。ただし、会社員や公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者となっている方(第3号被保険者)は、配偶者の勤務先に提出してください。

不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にご相談ください。

※なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

国民年金の被保険者とは

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方で20歳以上60歳未満の方
【国民年金保険料を自分で納付する必要がある方】

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方(ただし、65歳以上70歳未満の場合は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない方に限ります。)
【厚生年金保険料等が給料から天引きされる方】

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方
【保険料を自分で納付する必要がある方】

◎第2号被保険者に関する記録欄(ご自分で記入する必要はありません。)

制度名	年 月 日
資格喪失年月日	年 月 日
制度名	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日

年 月 日
作成

2枚複写
サイズ 35.4×30.5

届出はお済みですか！

あなた(又はあなたの配偶者)は、裏面に記載している「1.届書」を提出していただく方」の、に該当いたします。

まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

記入方法

- ① 右側の「届出人欄」に住所、氏名を記入し、押印してください。
(被保険者が自ら署名する場合は、押印は不要です。)
- ② 「★印欄」の記載事項が誤っている場合は、訂正してください。

添付書類

- 第1号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」
第3号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」(あなたと配偶者の両方)

提出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に提出してください。ただし、会社員や公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者となっている方(第3号被保険者)は、配偶者の勤務先に提出してください。

不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にご相談ください。

※なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

国民年金の被保険者とは

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方で20歳以上60歳未満の方
【国民年金保険料を自分で納付する必要がある方】

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方(ただし、65歳以上70歳未満の場合は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない方に限ります。)
【厚生年金保険料等が給料から天引きされる方】

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方
【保険料を自分で納付する必要がある方】

◎第2号被保険者に関する記録欄(ご自分で記入する必要はありません。)

制度名	年 月 日
資格喪失年月日	年 月 日
制度名	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日

年 月 日
作成

様

※この届書は、会社などを退職した際に提出していただくものです。

国民年金被保険者
資格取得・
種別変更(第1号被保険者該当)・
種別確認(第3号被保険者該当)届書

整理番号:

基礎年金番号	被保険者氏名	性別	生年月日	送付
		1.男	5.昭和	
		2.女	7.平成	

資格取得・種別変更年月日	種別	資格取得・種別変更の理由(第1号被保険者)	資格取得・種別変更・種別確認の理由(第3号被保険者)
年 月 日	第1号 1 第3号(船員) 3.0 第3号(学生) 3.1 第3号(共済)	1. 退職後 2. 退職後 3. 第2号被保険者からの移行 4. その他 5. 中国残留外国人等 6. 外国からの転入	1. 退職後 2. 退職後 3. 本人内定後(ア. 新職、b. その他) 4. 配偶者が国民年金に加入 5. 配偶者が所属する年金制度等の変更 6. 厚生・共済、b. 共済・厚生、c. 共済・共済 7. その他

★郵便番号 (フリガナ)

住所コード

外国人区分	被保険者通称名	★配偶者記録	送付
1. 外国人(強制)		基礎年金番号	生年月日
2. 以上の外国人			

被保険者に係る事項	★配偶者に係る事項
資格取得年月日	氏名
種別	制度名

◎勤務先事業主等確認欄◎
○届出の際の勤務先(通称)は、退職後年金受給に必要となるものに該当することを確認する。
〒 平成 年 月 日提出

所在地
事業主等氏名
電話番号 (局) 番

◎医療保険者等確認欄◎
○国民年金の被保険者は、健康保険又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。
認定年月日 平成 年 月 日
(保険料負担(健康保険) 保険料負担(共済) 年月日 平成 年 月 日提出)

所在地
代表者等氏名
電話番号 (局) 番

届出人欄
上記のとおり届出します。 平成 年 月 日
市(区)町村長 殿
年金事務所長 殿
住所
氏名
電話番号 (局) 番

第3号被保険者種別一覧表

30	第3号A・厚生年金保険(船員)
31	第3号A・厚生年金保険
32	第3号C・国家公務員共済組合
36	第3号G・地方公務員等共済組合
37	第3号J・日本私立学校振興・共済事業団

事業主等受付印 市区町村受付印 年金事務所受付印

お届けの確認のお知らせです

国民年金の第3号被保険者の方の配偶者である会社にお勤めの方や公務員の方が、65歳に到達したときは、第3号被保険者は国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります。

ただし、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有していないときは、引き続き受給資格を有するまでの間は国民年金の第3号被保険者となりますので届出の必要はありません。

あなたは現在、国民年金の第3号被保険者ですが、配偶者の方が65歳に到達したことから、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出について、確認のためお知らせを送付しております。

届出が必要な場合は、右側の届出人欄に住所・氏名を記入し、押印（被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。）のうえ、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

なお、今回届出が不要である場合も、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有することとなったときは、第1号被保険者への種別変更の手続きを行ってください。

【国民年金の被保険者】

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者種別は、次のとおりです。

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方（65歳以上70歳未満の方は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない場合に限る。）

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

【届出に必要なもの】

年金手帳又は基礎年金番号通知書

なお、すでに届出がお済みの方については、行き違いですのでご了承くださいませよう、お願いいたします。

この届書について、不明な点がございましたら、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口か、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

届出コード	市区町村
20	0.届出 01.手帳一括 02.種別変更

国民年金被保険者
資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）届書

整理番号：

基礎年金番号	被保険者氏名	性別	生年月日	送付
		1. 男	5. 昭和	
		2. 女	7. 平成	

資格取得・種別変更年月日	種別	資格取得・種別変更の理由（第1号被保険者）
年 月 日	第1号 1	1. 適用流れ 5. その他

★郵便番号	★住所
(フリガナ)	
住所コード	

外国人区分	被保険者通称名	★配偶者記録
1. 日本人(強制) 2. 1以外の外国人	(フリガナ)	基礎年金番号 生年月日

被保険者に係る事項	★配偶者に係る事項
資格取得年月日	氏名
種別	制度名

届出人欄	
上記のとおり届出します。 平成 年 月 日	
市(区)町村長 殿 年金事務所長 殿	
住所	〒
氏名	印
電話番号	(局) 番

市区町村受付印	年金事務所受付印

2枚複写
サイズ 35.4×30.5

様

お届けの確認のお知らせです

国民年金の第3号被保険者の方の配偶者である会社にお勤めの方や公務員の方が、65歳に到達したときは、第3号被保険者は国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります。

ただし、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有していないときは、引き続き受給資格を有するまでの間は国民年金の第3号被保険者となりますので届出の必要はありません。

あなたは現在、国民年金の第3号被保険者ですが、配偶者の方が65歳に到達したことから、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出について、確認のためお知らせを送付しております。

届出が必要な場合は、右側の届出人欄に住所・氏名を記入し、押印（被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。）のうえ、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

なお、今回届出が不要である場合も、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有することとなったときは、第1号被保険者への種別変更の手続きを行ってください。

【国民年金の被保険者】

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者種別は、次のとおりです。

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方（65歳以上70歳未満の方は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない場合に限る。）

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

【届出に必要なもの】

年金手帳又は基礎年金番号通知書

なお、すでに届出がお済みの方については、行き違いですのでご了承くださいませよう、お願いいたします。

この届書について、不明な点がございましたら、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口か、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

届出コード	市区町村
20	0.届出 01.手帳一括 02.種別変更

国民年金被保険者
資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）届書

整理番号：

基礎年金番号	被保険者氏名	性別	生年月日	送付
		1. 男	5. 昭和	
		2. 女	7. 平成	

資格取得・種別変更年月日	種別	資格取得・種別変更の理由（第1号被保険者）
年 月 日	第1号 1	1. 適用流れ 5. その他

★郵便番号	★住所
(フリガナ)	
住所コード	

外国人区分	被保険者通称名	★配偶者記録
1. 日本人(強制) 2. 1以外の外国人	(フリガナ)	基礎年金番号 生年月日

被保険者に係る事項	★配偶者に係る事項
資格取得年月日	氏名
種別	制度名

届出人欄	
上記のとおり届出します。 平成 年 月 日	
市(区)町村長 殿 年金事務所長 殿	
住所	〒
氏名	印
電話番号	(局) 番

市区町村受付印	年金事務所受付印

20歳適用

国民年金被保険者 資格取得届書

※ 届書コード				※ 処理区分		※ 資格取得年月日				※ 種別	
2	0	0	新規	1 届出		平成	年	月	日	1 第一号	

氏 名		氏 名(通称名) ※外国人の方のみ記入				★性別	生 年 月 日			
(フリガナ)		★ 外国人区分		(フリガナ)		1 男 2 女	平成	年	月	日
		1 米国人 2 その他の外国人								

郵便番号		住 所									
		※住所コード		(フリガナ)							
★ 学生区分		★ 電話番号種別		電 話 番 号		※(備考)					
0 学生 2 学生以外		1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		— —							

20歳になる前に会社などにお勤めして、厚生年金保険の被保険者だった方や共済組合の加入者だった方、または、障害・遺族年金の受給者の方(受給していた方)は、年金手帳・証書などに記載されている基礎年金番号を右欄に記入してください。

基礎年金番号										
					-					

上記のとおり届出します。		平成 年 月 日	
市区町村長 殿	(氏 名)	印	
年金事務所長			

市区町村	年金事務所

1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
2. ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。
3. ※印の欄は記入する必要はありません。
4. ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

郵便はがき

168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 行

お手数ですが
50円切手を
お貼り
ください。

〒	
住所	氏名
差出人	

必要事項をご記入のうえ、切り離してご提出ください。

様

この請求書の提出の対象となっている
年金の基礎年金番号及び年金コード

提出期限（お早めの投函をお願いします。）

平成 年 月 日

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

この枠内は記入したり、よごしたりしないでください。

平成 年 月 日提出

請求者の欄	住所	電話番号（ ）-（ ）-（ ）	生 年 月 日
	フリガナ	他の年金の管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等	
	氏名	管掌機関 記号番号等	

繰下げ希望欄	繰下げ受給（65歳以降に受給）を希望される方は、右枠内のいずれかを○で囲んでください。	老齢基礎年金のみ繰下げ希望	老齢厚生年金のみ繰下げ希望
--------	---	---------------	---------------

請求者の欄に氏名などをご記入のうえ、ご提出ください。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）とは

この請求書は、今まで「特別支給の老齢厚生年金」を受けていた方（他の年金を受けていることによる停止などで、実際に支給を受けていない方も含みます。）の受給権が65歳に到達したことにより消滅し、新たに65歳から「老齢基礎年金・老齢厚生年金」（国民年金の記録のある方はその分を含めて）を受けるために必要なものです。

ご記入の際は、同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の提出にあたって」をご覧ください。

- プライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面（宛名面でない面）にお貼りください。
- この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。

65歳諸変更裁定

W-00-0911-0640 郵政省 郵政 第220-0912

「年金請求書」の提出について

ハガキに記載されている 提出期限をご確認ください。

提出期限はご自身の誕生月の末日（1日生まれの方は前月末日）です。提出期限までに届くように投函してください。

提出期限はご住所、お名前の右上に記載しています。

注意

提出が遅れると65歳以降の年金のお支払が一旦停止します。また、提出されてから年金のお支払を開始するまで1ヵ月以上かかります。

住所・氏名を必ず記入してください。

ご本人が記入（自署）された場合は押印の必要はありません。また、ご本人が病気などにより記入できず、代理の方がこの年金請求書を記入される場合は、ご本人の印を押してください。

65歳前の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受けている方は、65歳になりますと、その年金の内容、名称が変更されますので、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けるための請求手続きが必要となります。その手続きの方法は次の①～④の4種類です。よく読んでお間違いないようにお願いします。

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

この枠内は記入したり、よごしたりしないでください。

123456789012345

平成24年 1月16日提出

請求者の欄

住所 杉並区 高井戸西 3-5-24 生 年 月 日 昭和 - 22. 1. 5

電話番号(03)-(5344)-(△△△△)

氏名 年金 太郎

他の年金の管掌機関(制度名)と年金証書記号番号

管掌機関 記号番号等

公立 23-5434810

繰下げ希望欄

老齢基礎年金、老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみ繰下げて年金の受け取り(66歳以降に年金を受け取る)を希望される方は、右枠内のいずれかを○で囲んでください。

老齢基礎年金のみ繰下げ希望

老齢厚生年金のみ繰下げ希望

・請求者の欄に氏名(自筆署名の場合は押印は不要)などを記入し、50円切手をお貼りいただいてからご投函ください。
・提出が遅れると65歳以降の年金のお支払が一旦止まりますのでご注意ください。

提出日を記入してください。

請求する年金以外の年金を受けているときは、その管掌機関(制度名)と年金証書の記号番号を記入してください。(厚生年金基金や適格退職年金といった企業年金、国民年金基金、個人年金は記入の必要がありません。)

「管掌機関(制度名)と年金証書記号番号」の欄の記入のしかた

○年金の管掌機関(制度名)は下記の例により略称で記入してください。

管掌機関(制度名)	略称	管掌機関(制度名)	略称
厚生年金保険	厚年	〇〇職員共済組合(東京都・指定都市など)	〇〇職員
国民年金	国年	公立学校共済組合	公立
船員保険	船保	警察共済組合	警共
国家公務員共済組合連合会	国共	日本私立学校振興・共済事業団	私学
地方職員共済組合	地方職員	農林漁業団体職員共済組合	農林
		恩給	恩給

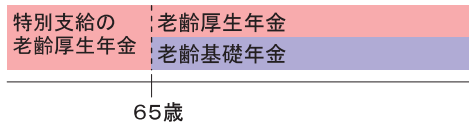
請求の方法

繰下げ希望欄の記入のしかた

提出の有無

繰下げ請求の注意点

① 65歳から老齢厚生年金・老齢基礎年金を受ける事を希望する場合



何も記入しないでご提出ください。

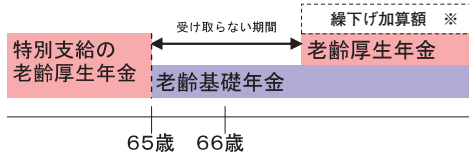
老齢基礎年金のみ繰下げ希望

老齢厚生年金のみ繰下げ希望

○

提出期限までに必ず提出してください。

② 老齢厚生年金のみ繰下げ請求を希望する場合



「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」に、○印をつけてご提出ください。

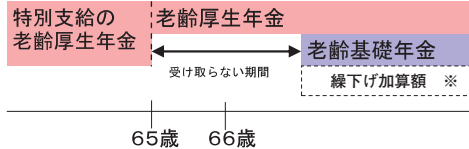
老齢基礎年金のみ繰下げ希望

老齢厚生年金のみ繰下げ希望

○

提出期限までに必ず提出してください。

③ 老齢基礎年金のみ繰下げ請求を希望する場合



「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」に、○印をつけてご提出ください。

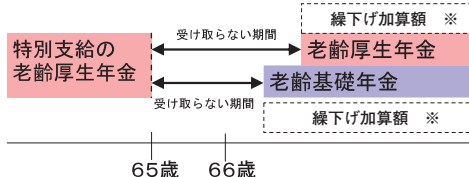
老齢基礎年金のみ繰下げ希望

老齢厚生年金のみ繰下げ希望

○

提出期限までに必ず提出してください。

④ 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方とも繰下げ請求を希望する場合



今回は提出の必要はありません。
繰下げ請求を希望した場合は、70歳までに年金の請求手続きを行ってください。
繰下げ請求のポイント(裏面)もご覧ください。

×

提出の必要はありません。

繰下げて年金の受け取りを希望した場合

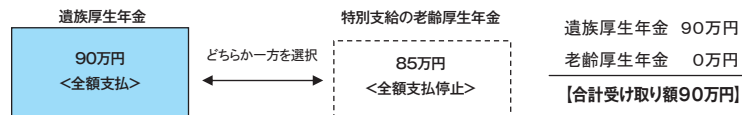
- 66歳以降に増額(繰下げ加算額)して年金を受けることになります。ただし繰下げを希望された年金は繰下げの請求をするまでの間、年金の支払(加給年金額を含む)は受けられません。※「繰下げ加算額」については裏面をご参照ください。
- 66歳より前には請求できません。
- あらためて請求が必要になります。70歳の誕生日(1日生まれはその前月)までに必ず請求してください。

遺族給付・障害給付を受け取る権利のある方
遺族給付又は障害給付を受け取る権利のある方は、繰下げ請求はできません。ただし、「旧国民年金法による障害年金」又は「障害基礎年金のみ」受け取る権利を有する方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできます。

遺族厚生(共済)年金を受け取られている方へ

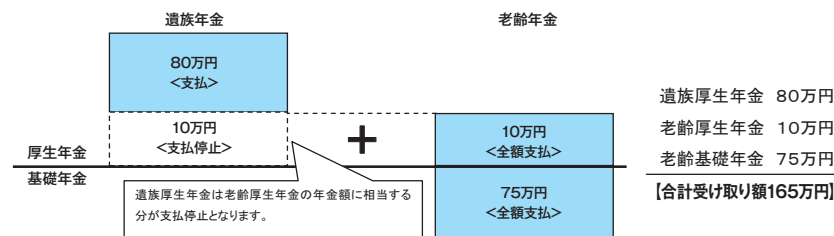
ー 65 歳からお支払方法が変わります ー

<65歳までのお支払方法>



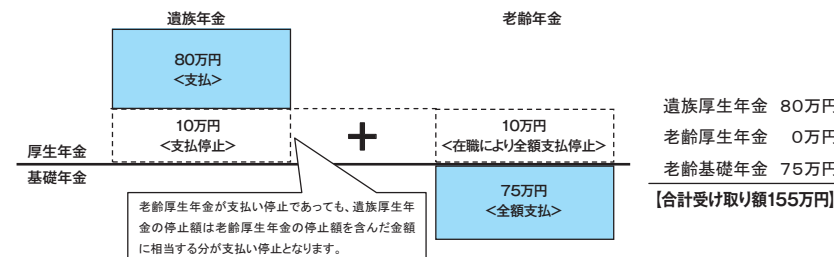
65歳までは、遺族厚生(共済)年金と特別支給の老齢厚生年金のどちらか一方を選択して、選択した方の年金だけが支払われます。上図の例では、金額の高い遺族厚生年金が支払われ、老齢厚生年金は支払停止となっています。

<65歳からのお支払方法>



65歳からは、老齢基礎年金と老齢厚生年金が全額支払われ、遺族厚生(共済)年金は、老齢厚生年金の金額を超える部分がある場合に支払われます。上図の例では、遺族厚生年金は老齢厚生年金の金額を差引いた80万円(90万円-10万円)が支払われます。

<65歳以降働きながら年金を受け取られる場合のお支払方法>



65歳以降、働きながら年金を受け取られる場合、老齢厚生年金は年金額と会社からの報酬に応じて、全部又は一部が支払停止となりますが、遺族厚生(共済)年金から差引く金額は変わりません。上図の例では、老齢厚生年金は全額支払停止となりましたが、遺族厚生年金の金額は老齢厚生年金の金額を差引いた80万円のままととなります。

- 氏名の変更(訂正)の手続は別途届出が必要です、お近くの年金事務所等で行ってください。
- 住所変更の届出は日本年金機構に住民票コードが登録済の場合は不要です。

ただし

- ①住基ネットに 参加していない市区町村にお住まいの方やその市区町村へ転入された場合
- ②住民票の住所と違う住所にお住まいの場合
- ③外国籍の方
- ④外国にお住まいの方 などは必要です。

繰下げ請求のポイント

- 66歳以降に請求することにより、ご自身が希望する時期(年金を請求した月の翌月分)から年金を受け取ることができます。

- 繰下げ加算金の計算

65歳到達日の属する月から支払の繰下げを請求する日の属する月の前月までの月数(最大70歳までの60月)に応じて、0.7%きざみで増額率が決まることになります。計算式は下記のとおりです。

$$\text{増額率} = (\text{65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数}) \times 0.007$$

- 増額率は70歳到達時以降、4.2%で固定されます。70歳になるまでに、年金を受け取り始める時期を決めて、繰下げの請求を忘れずに行ってください。請求が70歳を過ぎますと、不利益が生じますのでご注意ください。

・70歳になった月(誕生日の前日の属する月)を過ぎて繰り下げの請求を行っても、さらに年金が増額されることはありません。

・繰り下げた年金は、請求を行った月の翌月分から支払われることから、70歳になった時点にさかのぼって受け取ることはできません。

- 加給年金額を受けることのできる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支払われません。また、繰下げをされても、加給年金額は増額されません。

※繰下げ期間中の在職による支払停止額相当については、増額の対象となりません。

年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げの方へ

ー 70歳に到達するまでに年金の請求をしましょう ー

- 70歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- 年金の受け取りを始めるには、年金の請求が必要です。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!



ナビダイヤル®

0570-05-1165

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後5:15
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
※月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

年金に関する届出、手続案内、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧ください。

日本年金機構

検索

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

障害年金を
受けられている皆様へ

日本年金機構

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

障害状態確認届等（診断書）の提出について

障害状態確認届等（診断書）は、引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出いただくものです。

診断書は、障害年金を受けられている皆様の、誕生月内の現症日（診療を受けた日や検査をした日等）にて医師に作成していただき、誕生月末日までに、日本年金機構に到着するように提出してください。

例）1月お生まれの方は、提出する年の1月1日～1月31日の現症日

また、肺結核、じん肺、肺機能障害など呼吸器疾患によって年金を受けられている方は、診断書のほかに最近撮影したレントゲンフィルムが必要です。下記の「レントゲンフィルム整理票」をレントゲンフィルムの裏面下部中央にはり付けて、診断書と一緒に提出してください。（紛失防止のためです。必ずはり付けてください。）

なお、呼吸器疾患以外の方は、レントゲンフィルムの添付は必要ありません。

キリトリ線

レントゲンフィルム整理票

年金証書の基礎年金番号・年金コード			
(フリガナ) 氏 名			
生年月日	明.大.昭.平	年 月 日	レントゲンの提出枚数 枚
住 所	□□□□□□□□		

障害年金を 受けられている皆様へ

日本年金機構

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

障害状態確認届等（診断書）の複数送付について

障害状態確認届等（診断書）は、引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出いただくものです。

診断書は、障害年金を受けられている皆様の、誕生月内の現症日（診療を受けた日や検査をした日等）にて医師に作成していただき、誕生月末日までに、日本年金機構に到着するように提出してください。

例）1月お生まれの方は、提出する年の1月1日～1月31日の現症日

なお、お客様は、複数の種類の診断書の提出をお願いしておりますので、お送りしました診断書につきまして、医師に記入してもらって提出してください。

また、肺結核、じん肺、肺機能障害など呼吸器疾患によって年金を受けられている方は、診断書のほかに最近撮影したレントゲンフィルムが必要です。下記の「レントゲンフィルム整理票」をレントゲンフィルムの裏面下部中央にはり付けて、診断書と一緒に提出してください。（紛失防止のためです。必ずはり付けてください。）

なお、呼吸器疾患以外の方は、レントゲンフィルムの添付は必要ありません。

———キリトリ線———

レントゲンフィルム整理票

年金証書の基礎年金番号・年金コード			
(フリガナ) 氏 名			
生年月日	明.大.昭.平 年 月 日	レントゲンの提出枚数	枚
住 所	□□□-□□□□		

障害年金を 受けられている皆様へ

日本年金機構

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

障害状態確認届等（診断書）の提出について（督促）

障害状態確認届等（診断書）につきましては、誕生月の末日までに、日本年金機構に到着するように提出をお願いしているところですが、まだ届いておりません。

至急、提出していただきますようお願いいたします。

提出していただくまで、年金の支払いが一時止まる場合がありますので、ご注意ください。

なお、既に提出されている場合については、行き違いですので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

また、肺結核、じん肺、肺機能障害など呼吸器疾患によって年金を受けられている方は、診断書のほかに最近撮影したレントゲンフィルムが必要です。下記の「レントゲンフィルム整理票」をレントゲンフィルムの裏面下部中央にはり付けて、診断書と一緒に提出してください。（紛失防止のためです。必ずはり付けてください。）

なお、呼吸器疾患以外の方は、レントゲンフィルムの添付は必要ありません。

————— キリトリ線 —————

レントゲンフィルム整理票

年金証書の基礎年金番号・年金コード			
(フリガナ) 氏 名			
生年月日	明.大.昭.平 年 月 日	レントゲンの提出枚数	枚
住 所	□□□□□□□□		

障害年金を受けられている皆様へ

平成23年4月から、法律改正により配偶者や子の加算制度が変わりました。

今までは

障害年金を受ける権利が発生した時点で、要件を満たす配偶者や子がいた場合に一定額が加算されていました。

これからは

障害年金を受ける権利が発生した後も、結婚やお子様の出生等によって要件を満たすこととなった場合には一定額が加算されることになりました。

新たに加算が行われる方とは、下記の①及び②の両方に該当する方です。

① 障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚等により生計を同じくする配偶者となった方がいる場合や、お子様の出生等により生計を同じくする子がいる方

② お客様が障害等級1級または2級の障害年金（職務上の船員保険障害年金は1～5級）を受けている場合

なお、現在、障害等級3級（職務上の船員保険障害年金は6級または7級）の障害年金を受けられている方でも、今回提出いただきました、障害状態確認届により、1級または2級（職務上の船員保険障害年金は1～5級）に変更された時、上記①に該当する方がいらっしゃれば、加算される場合があります。

詳しくは、ねんきんダイヤル 0570-05-1165（IP電話・PHS用電話の場合は03-6700-1165）、お近くの年金事務所、または街角の年金相談センターへ平日8:30～17:15までにお問い合わせください。



日本年金機構
Japan Pension Service

障害年金を
受けられている皆様へ

日本年金機構

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

障害状態確認届等（診断書）の提出について（督促）

（年金のお支払いを一時止めることについて）

障害状態確認届等（診断書）につきましては、誕生月の末日までに、日本年金機構に到着するように提出をお願いしているところですが、提出期限までに届いていないため、厚生年金保険法第78条の規定に基づき、年金の支払いを一時止めさせていただきます。

年金の支払いを早期に再開するためには、診断書の提出が必要となりますので、至急提出してくださいようお願いいたします。

なお、既に提出されている場合については、行き違いですので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

また、肺結核、じん肺、肺機能障害など呼吸器疾患によって年金を受けられている方は、診断書のほかに最近撮影したレントゲンフィルムが必要です。下記の「レントゲンフィルム整理票」をレントゲンフィルムの裏面下部中央にはり付けて、診断書と一緒に提出してください。（紛失防止のためです。必ずはり付けてください。）

なお、呼吸器疾患以外の方は、レントゲンフィルムの添付は必要ありません。

———キリトリ線———

レントゲンフィルム整理票

年金証書の基礎年金番号・年金コード			
(フリガナ) 氏 名			
生年月日	明.大.昭.平	年 月 日	レントゲンの提出枚数 枚
住 所	□□□□□□□□		

送るときの用紙

この下の用紙は、あなたがレントゲンフィルムと診断書を当部へ確実に送るために使用する用紙です。

この用紙をレントゲンフィルムと診断書を送るときの封筒にはって提出してください。

返すときの用紙

この下の用紙は、審査の終了したレントゲンフィルムを、確実にあなたにお返しするため使用する用紙です。この用紙にあなたの住所、氏名、郵便番号をボールペンではっきり記入してレントゲンフィルム等と一緒に送付してください。

1	6	8	8	6	5	5						
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

東京都杉並南郵便局

私書箱11号

日本年金機構
御中

様

障 害 状 態 確 認 届 と は
引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出
いただくものです。

提出期限までに診断書をご提出いただけない場合は、
年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

●レントゲンフィルムの添付が必要な方（原則として呼吸器疾患の方）は、レントゲンフィルムも
あわせてご提出ください。

●この届書は誕生月の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。
〈提出先〉 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構

様

《切り離さないでご提出ください。》

国民年金・厚生年金保険・共済年金

年 月 分

年金

診断書（眼の障害用）

様式第120号の1

○裏面の「記入上の注意」をよく読んでご記入ください。
○本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。

（お願い）赤字の欄は、記入もれがないようにご記入ください。

① フリガナ 氏 名 (生年月日)	明・大・昭・平	年 月 日生 (歳)	性 別 男・女	② 住 所	□□□□□□□□
③ 傷 病 名					
④ 最近一年間の治療の内容、 期間、経過、その他参考と なる事項			診療回数 年間 回、月平均 回	手術名()	
			手術年 月 日 (年 月 日)	手術歴	
⑤ 障 害 の 状 態 (平成 年 月 日現症)					
(1) 視 力 (視力測定の際の照度は200ルクスとしてください。)			(3) 所 見		
	裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡	前 眼 部 所 見	右 左
右 眼			D	中 間 透 光 体 所 見	右 左
左 眼			D		右 左
(2) 視 野 (傷病から視野障害を測定する必要があると認めた場合には測定してください。)					
(注：見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください。)					
(4) 調節機能・輻輳機能			(5) まぶたの欠損		
⑥ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力					
⑦ 予 後					
⑧ 備 考					
上記のとおり診断しました。平成 年 月 日					
病院又は診療所の名称			診療担当科名		
所 在 地			医 師 氏 名		

※ 1 継続 2 増改 3 減改 4 停止 5 永固 6 五有 7 四有 8 三有 9 二有 10 一有 11 未固 医療専門役印 認定医員印 診断書 5

H432-0912

年金証書の基礎年金番号・年金コード 生 年 月 日 診 上外 等級 傷病名 差引 有固 氏 名 受発年月 産止年月 経

記入上の注意

- 1 障害状態確認届と診断書を切りはなした場合には、必ず障害状態確認届と診断書をいっしょにご提出ください。
- 2 ※印欄には、記入しないでください。
- 3 ③欄には、障害の原因となった傷病名をご記入のうえ、受給権者となった後に発生した傷病名は、⑧欄にそれぞれ区分してご記入ください。
- 4 「障害の状態」の欄は次のことに留意してご記入ください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれにご記入ください。
 - (2) ⑤の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものをご記入ください。
- 5 「矯正眼鏡」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をご記入ください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。

ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはⅠ／2の視標を用い、周辺視野の測定にはⅠ／4の視標を用いてください。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法をご記入ください。

障害状態確認届とは

引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出いただくものです。

提出期限までに診断書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

●レントゲンフィルムの添付が必要な方（原則として呼吸器疾患の方）は、レントゲンフィルムもあわせてご提出ください。

●この届け書は誕生月の末日までにお住まいの市区町村にご提出ください。

様

《切り離さないでご提出ください。》

国民年金

年 月 分

年金

診断書（眼の障害用）

様式第120号の1

〇〇裏面の「記入上の注意」をよく読んでご記入ください。
本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。

① 氏名 (生年月日)	フリガナ 明・大・昭・平	性別 男・女	② 住所 □□□-□□□□
③ 傷病名			
④ 最近一年間の治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	診療回数 年間 回、月平均 回	手術名 ()	手術年月日 (年 月 日)
⑤ 障害の状態 (平成 年 月 日 現 症)			
(1) 視力 (視力測定の際の照度は200ルクスとしてください。)		(3) 所見	
	裸眼 矯正 矯正眼鏡	前眼部所見	右 左
右眼			
左眼			
(2) 視野 (傷病から視野障害を測定する必要があると認めた場合には測定してください。)		中間透光体所見	右 左
		眼底所見	右 左
(注：見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください。)			
(4) 調節機能・輻輳機能		(5) まぶたの欠損	
⑥ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力			
⑦ 予 後			
⑧ 備 考			
上記のとおり診断しました。平成 年 月 日			
病院又は診療所の名称		診療担当科名	
所 在 地		医師氏名	

(お願い) 赤字の欄は、記入もれがないように「」ご記入ください。

記入上の注意

- 1 障害状態確認届と診断書を切りはなした場合には、必ず障害状態確認届と診断書をいっしょにご提出ください。
- 2 ※印欄には、記入しないでください。
- 3 ③欄には、障害の原因となった傷病名をご記入のうえ、受給権者となった後に発生した傷病名は、⑧欄にそれぞれ区分してご記入ください。
- 4 「障害の状態」の欄は次のことに留意してご記入ください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれにご記入ください。
 - (2) ⑤の欄の「(1)視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものをご記入ください。
- 5 「矯正眼鏡」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をご記入ください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。

ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはⅠ／2の視標を用い、周辺視野の測定にはⅠ／4の視標を用いてください。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法をご記入ください。

障害状態確認届

F480-0610

平成 年 月 日 提出

↑—この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

様

障害状態確認届とは

引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出いただくものです。

提出期限までに診断書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

- レントゲンフィルムの添付が必要な方（原則として呼吸器疾患の方）は、レントゲンフィルムもあわせてご提出ください。
- この届け書は**誕生月の末日まで**に同封の診断書と一緒に住まいの市区町村へご提出ください。